

## 市街化区域及び市街化調整区域の区分に係る証明申請について

《手引き》

証明申請を提出する際は、次の各項目についてご理解いただき手続きを行ってください。

### ①申請は申請地の土地所有者若しくはその代理人が行うこと。

- 代理人が申請手続きを行う場合は「委任状」を1通提出してください。
- 土地所有者の捺印は実印をご使用ください。
- 土地所有者の印鑑登録証明書を1通提出してください。
- 申請地の登記事項証明書等を1通提出してください。

(登記事項証明書の記載事項と現状が異なる場合は、異なる理由を証明する資料を提出してください。)

### ②添付図書（位置図・現況測量平面図）について

- 申請者において各3部用意してください。
  - 現況測量平面図は縮尺、方位、申請地の境界線、ならびに申請地の周辺の公道やその他の公共施設を含み、周辺の地形地物との位置関係が明らかであるものを提出してください。また、図中に申請地の位置を明示してください。
  - 現況測量平面図は縮尺等が正確な図面をご用意ください。
- (図面が不正確な場合は証明ができませんのでご注意ください。)
- 位置図は申請地の位置を地形図等に朱書きしたものをご用意ください。

### ③標準処理期間

- 申請書受付から10日以内に証明しますが、何らかの理由で遅れる場合は、その旨をご連絡いたします。